



各国のCCS法制及びロンドン議定書対応 ヒアリング結果について

環境省

令和4年10月17日

第2回 環境と調和した CCS 事業のあり方に関する検討会

各国のCCS法制及びロンドン議定書対応ヒアリング結果について①

- 第44回ロンドン条約／第17回ロンドン議定書の締約国会合（以下、「会合」）において、CCSに関する議論が行われた。
- 会合に参加した5か国（英国、米国、豪州、スウェーデン、デンマーク）の各国代表団に対して、又オンラインでデンマークに対して、下記を項目とするCCS法制及びロンドン議定書の対応状況についてヒアリングを実施した。ノルウェーはオンライン参加だったため、別途オンラインでのヒアリングを行った。
 - 陸域と海域の法制度と各国における環境省の役割
 - CO2分離回収から輸送に至る規制
 - 陸域の環境影響評価（EIA）について

■ 陸域と海域の法制度と各国における環境省の役割

- 基となる法制度によって、陸と海の法規制は異なる国もある。
- CCSに関する環境省とエネルギー省の役割についても、各国における現行法制からの経緯等により様々である。

国	法制度
米国	<ul style="list-style-type: none"> ● 陸域はSafe Drinking Water Actの下でのUIC (Underground Injection Control) プログラムで環境保護庁 (EPA) で規制。 ● 海域については海洋エネルギー管理局 (BOEM) と安全・環境執行局 (BSEE) が検討中。
豪州	<ul style="list-style-type: none"> ● 陸域は各州の州法による規制。 ● 海域は沖合の油ガス開発を所管する国家海域石油ライセンス管理機構 (NOPTA) と国家海域石油安全環境管理機構 (NOPSEMA) が油ガス関連法によって許可。気候変動環境エネルギー水省は、アセスに関与する方針であるが、詳細は検討中。
英国	<ul style="list-style-type: none"> ● 陸域は回収施設を含み環境庁等又は地域の環境部局 (ウェールズ) が計画等を認可。 ● 海域は石油ガス法制度から発展。North Sea Transition Authority (NSTA) が許可。
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ● 陸域、海域ともに、環境省が環境法による規制を構築。運用はエネルギー庁が実施。
デンマーク	<ul style="list-style-type: none"> ● 陸域、海域ともに、気候変動・エネルギー省において同じ法制により対応。 ● 環境省は、海洋環境保全法の廃棄物からCO2を除いた改正とアセスの協議で関与。
ノルウェー	<ul style="list-style-type: none"> ● 海域 (大陸棚) のみを対象としており、陸域の規制はない。 ● 石油・エネルギー省が探査・開発のライセンスを出し、気候・環境省がPollution Regulationに基づく貯留許可を出す。

■ CO2分離回収から輸送に至る規制について

- EU指令では、CO2の輸送は明示的に廃棄物の輸送法制から除外されている。
- 英国はCO2に特化した輸送を含むCCUSのビジネスモデルを支援する規定を検討している。
- その他の国においては、通常的气体等に関する法令のみでCO2の輸送に特化した法令や環境法令による関与はみられない。

■ 陸域の環境影響評価（EIA）について

- 今回ヒアリングした国については、一般的なEIAの枠組みを用いて通常の開発行為の範囲で対象となれば対応しているようである。